

岡山県柔道整復師互助会会則

- 第 1 条 この会は、岡山県柔道整復師互助会と称する。
- 第 2 条 この会は、事務所を公益社団法人岡山県柔道整復師会事務局に置く。
- 第 3 条 この会は、公益社団法人岡山県柔道整復師会に入会した会員をもって組織する。
- 第 4 条 この会は、会員相互の親睦を図り、友愛互助の精神に基づき、会員及び家族の福祉増進を図ることを目的とする。
- 第 5 条 この会は、前条の目的を達成するために、会員及び家族に慶弔慰金を贈り、又は、傷病災害に対して見舞金を贈る。
- 第 6 条 本会会員及び家族が次に該当する場合は、次の規定により慶弔慰金及び見舞金を贈る。
- | | |
|------------------------------------|----------------|
| 1. 会員死亡のとき | 金 5 万円及び花輪一對 |
| 2. 会員の配偶者死亡のとき | 金 1 万円及び花輪 1 個 |
| 3. 会員の父母又は、同居する子女死亡のとき | 金 1 万円及び花輪 1 個 |
| 4. 会員が病気で退会後死亡したとき | 金 5 千円及び花輪 1 個 |
| (但し、元役員等会のため功労のあったものは理事会で決定) | |
| 5. 会員が傷病のため 1 ヶ月以上休業したとき | 金 2 万円 |
| 6. 会員が結婚したとき | 金 2 万円 |
| 7. 会員の子女誕生 | 第一子・第二子 金 1 万円 |
| | 第三子 金 3 万円 |
| | 第四子 金 5 万円 |
| | 第五子 金 2 0 万円 |
| 8. 還暦・古稀 | 金 3 万円 |
| 喜寿 | 金 5 万円 |
| 米寿 | 金 1 0 万円 |
| 9. 営業 2 0 年 | 金 2 万円 |
| 営業 4 0 年 | 金 5 万円 |
| 1 0. 水害、火災等災害に対する見舞金は、理事会において決定する。 | |
| 1 1. その他必要な場合は、理事会において決定する。 | |

- 第 7 条 本会会員及び家族に第 6 条に該当する事由が発生したとき、支部長は、直ちに事務局に状況を報告しなければならない。
- 2 事務局は、第 6 条の報告があったときは、遅滞なく当該金を贈るものとする。
- 3 事務局は、第 6 条の 1. 2. 3 項の報告があったときは、会長、理事、監事、支部長に連絡するものとする。
- 第 8 条 本会会費を次のように定める。
- 年額 3 千円
- 第 9 条 この会の役員は、公益社団法人岡山県柔道整復師会の役員に準ずる。
- 第 10 条 この会の総会は、公益社団法人岡山県柔道整復師会の総会に併催し、会務報告を行い、承認を得るものとする。
- 第 11 条 この会の会則を変更するときは、理事会において決定し総会において会員に報告する。
- 第 12 条 本規定は、昭和 54 年 4 月 28 日より施行する。

(附則)

昭和 62 年 5 月 10 日改定

平成 2 年 5 月 13 日改定

平成 15 年 5 月 25 日改定

平成 19 年 4 月 1 日改定

平成 20 年 4 月 1 日改定

平成 25 年 5 月 19 日改定